



衛生だより



まだ出していない方へ

定期報告書の提出をお願いします！

提出期限は **4月15日** となっております

未提出の方は、お手数ですが必要事項を記入のうえ、添付書類、特に、今年度新たに追加された「個人情報の取り扱いについて本人同意の確認項目」のチェックとともに北部家畜保健衛生所まで提出してくださるよう、よろしくお願いします。報告書を紛失された場合や、ご不明な点がある場合は当所にご連絡下さい。

※平成23年度より、家畜伝染病予防法が改正され、飼養状況について年1回、都道府県知事への届け出が義務づけられております。



報告様式（千葉県ホームページ）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/tetsuzuki/siyoueiseikanrikijun.html>

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996

夜間・休日は転送されます、必ず5回以上コールしてください

～新年度 所長 あいさつ～

平素より家畜保健衛生所業務の推進に御理解御協力をいただき心よりお礼申し上げます。

北部家畜保健衛生所長の江森です。昨年度に引き続きよろしく願いいたします。

さて、今シーズンの高病原性鳥インフルエンザは、令和5年11月25日に佐賀県の採卵鶏農場で国内1例目が確認されて以来、9県10事例の発生を認め、約79.3万羽が防疫措置の対象となっております。県内では、現在のところ発生は認められておりませんが、これは飼養衛生管理の徹底等、生産者皆様の努力の賜物と認識しております。しかしながら、5月の連休頃までは発生リスクが高い状況が続きますので、引き続き飼養家さんの異状の早期発見と早期通報をお願いいたします。

一方、豚熱については、本県での発生はなく、また県内での野生イノシシの感染も確認されておりますが、隣接の茨城県では依然として野生イノシシの感染が確認されており、予断を許さない状況が続いております。飼養豚へのワクチンの的確な接種と初乳の十分な給与、飼養衛生管理基準の遵守といった複合的な対策と、万一農場で発生した場合に備えて埋却地の確保をお願いいたします。

牛の家畜伝染病については、ヨーネ病が依然として全国的に発生しております。今年度は佐倉市、八街市、印西市でヨーネ病定期検査を実施しますので御協力をお願いいたします。また、慢性疾病の低減のため牛ウイルス性下痢や牛伝染性リンパ腫の検査などについて、家畜診療所等の御協力のもとに実施していきます。

なお、家畜伝染病の発生予防を目的に、飼養衛生管理基準各項目の遵守状況等の把握のため、農場への訪問や電話連絡をさせていただくことがあります。御多忙とは存じますが、何卒よろしく願いいたします。

これからも、印旛・香取地域の畜産を家畜衛生の分野から支えて参る所存ですので、よろしくお願いします。

北部家畜保健衛生所長 江森 格

令和6年度 北部家畜保健衛生所 新体制

所長：江森 格
次長：笠井 史子 ☆

衛生指導課

課 長：武石 佳夫
副 主 査：青手木 真希 ☆
上席専門員：萩原 妙子 ☆
専 門 員：五十嵐 直子
専 門 員：小山 祐介
専 門 員：諸岡 佳恵 ☆
技 師：知念 ふじの

防疫課

上席専門員：塚原 涼子 ☆
上席専門員：上林 佐智子
専 門 員：不破 友介
主任技師：畑中 ちひろ
技 師：高梨 優希
技 師：赤澤 珠季

転出者：千葉 耕司、森田 秀雄、成毛 弥生、新居 友明、青木 朋子